

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）実施要綱

## （対象工事及び適用）

第1条 この要綱は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプにより発注する工事（以下「対象工事」という。）に適用する。

本要綱に規定する事項以外の技術提案・交渉方式に係る手続等に関しては、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和2年1月）」に準拠するものとし、対象工事を発注する地方機関において技術審査会及び入札・契約手続運営委員会の審議を経るものとする。

## （対象工事の公示）

第2条 地方機関の長は、対象工事を発注しようとする場合、必要な事項を手続き開始の公示及び説明書（以下「公示等」という。）に記載し、見積りを徴するものとする。公示等には、次の事項を明示するものとする。

- （1）工事概要
- （2）競争参加資格
- （3）優先交渉権者の選定に関する事項
  - ・技術提案の評価に関する基準
  - ・優先交渉権者の選定方法
- （4）競争参加資格の確認等
- （5）技術提案書等の確認等

## （専門部会の設置）

第3条 理事長は、対象工事における優先交渉権者の選定等に当たって、中立かつ公正な審査・評価を行うため、本社に学識経験等を有する者（以下「学識経験者等」という。）による専門部会を設置し、以下の項目について意見を聴取する。

- （1）技術提案・交渉方式適用の妥当性
- （2）技術提案の審査の妥当性
- （3）価格等の交渉の妥当性
- （4）その他専門部会の座長が必要と判断する事項

- 2 専門部会は学識経験者等（4名程度）で構成するものとし、オブザーバーとして本社の職員（2名程度）、地方機関の職員（1名程度）の参画を基本とする。
- 3 専門部会の座長は、学識経験者等の中から互選により選定する。
- 4 専門部会の事務は、本社の建設企画部が行う。
- 5 地方機関の長は、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプにより工事の発注手続きを行い、第1項の専門部会を開催する必要がある場合は、理事長に対して専門部会の開催を上申するものとする。

#### **（技術検討会の設置）**

- 第4条 対象工事の発注に向けて地方機関の技術的な検討を支援するため、本社に技術検討会を設置する。技術検討会では、前条の専門部会に諮る案件の他、委員長が必要と認める案件について検討を行うものとする。
- 2 技術検討会は、理事（1人以上）、本社の職員（1人以上）、地方機関の職員（1人以上）から構成する。
  - 3 技術検討会の委員長は、理事が務めるものとする。
  - 4 技術検討会の事務は、本社の建設企画部が行う。

#### **（対象工事の競争参加資格）**

- 第5条 対象工事の参加を希望するもの（以下「応募者」という。）は、公示等で示す競争参加資格要件を公示等に記載する期限までに満たしていなければならないものとする。

#### **（競争参加資格の確認等）**

- 第6条 地方機関の長は、応募者から提出された競争参加資格確認申請書を基に、競争参加資格要件の確認手続き（以下「資格審査」という。）を実施する。
- 2 虚偽の記載がある場合は、競争参加資格確認申請書は無効とする。

#### **（競争参加資格を満たさない者に対する理由の説明）**

- 第7条 地方機関の長は、競争参加資格確認申請書の提出者のうち、対象工事について競争参加資格要件を満たさないため公示等に定める審査書類（以下「審査書類」という。）の提出者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対して、非選定理由を通知するものとする。なお、通知前に提出された非選定者の技術提案書は速やかに返却するものとする。
- 2 非選定者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（政府調達協定が適用される場合は7日以内。休日を含まない。）に、地方機関の長に対して書面（様式自由）により非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

- 3 地方機関の長は、非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（政府調達協定が適用される場合は10日以内）に説明を求めた者に対して回答するものとする。

#### （技術提案書等の確認及び優先交渉権者の決定方法）

- 第8条 地方機関の長は、想定される応募者数等の状況に鑑み、必要に応じて資格審査に併せて第一次審査を実施することができる。
- 2 応募資格を有すると認められた者又は第一次審査を実施する場合にはその通過者（以下「資格審査通過者等」という。）は、地方機関が公示等で示す期限までに技術提案書を含む審査書類を提出する。
  - 3 地方機関の長は、資格審査通過者等との間で、技術提案書等に対してのヒアリングを実施することができる。また、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、資格審査通過者等との技術対話を通じて、機構から技術提案の改善を求め、または資格審査通過者等に改善を提案する機会を与えることができる。
  - 4 地方機関の長は、審査書類の評価の結果、技術提案書の評価点（以下「技術評価点」という。）の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者として選定するとともにその旨を通知する。また、次順位以降となった参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を通知する。なお、地方機関の長が求める技術提案には、新技術の活用に関連する内容を含むよう努めることとする。
  - 5 地方機関の長は、審査書類に虚偽の記載事項がある場合など欠格要件等に該当する場合はその資格審査通過者等を非選定とし、その旨と理由を書面により通知する。

#### （非選定者に対する理由の説明）

- 第9条 審査書類の評価の結果、非選定であると通知された者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、地方機関の長に対して書面（様式自由）により非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 2 地方機関の長は、非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対して回答するものとする。

#### （技術協力業務委託契約及び基本協定の締結）

- 第10条 地方機関の長は、優先交渉権者と技術協力業務に関する見積合わせを実施し、技術協力業務委託契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者は、

技術協力業務の対象範囲外の設計業務に基づく工事に競争参加することができる。

- 2 地方機関の長は、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を優先交渉権者と締結するものとする。

#### (設計協力協定の締結)

第 11 条 地方機関の長、優先交渉権者及び設計者の三者（以下「三者」という。）で協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させるため、設計協力協定を三者間で締結するものとする。なお、設計業務及び技術協力業務の仕様書へ設計協力協定に関する事項を記載することで代替することも可能である。

#### (設計業務及び技術協力業務の実施)

第 12 条 三者で情報共有、協議等が円滑に実施されるよう、地方機関の長は必要な判断、指示を主体的かつ速やかに行うものとする。

- 2 優先交渉権者は、地方機関の長に技術提案とその技術情報を提出する。地方機関の長は、適用可能性がある技術提案とその技術情報を設計者に提供し、設計者が技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理を行う。その後、三者で設計への適用の可能性や有効性、課題等について協議した上で、地方機関の長の判断により、設計への反映を設計者に指示する。
- 3 地方機関の長は、設計・施工の前提条件、仕様等に対する不明点及び不確定要素、また優先交渉権者の技術提案の適用上の課題等を踏まえ、三者で追加調査の必要性、調査方法、実施者等について協議した上で、地方機関の長の判断により、必要な追加調査を優先交渉権者、設計者に指示する。
- 4 前提条件等の不明点及び不確定要素、優先交渉権者の技術提案の適用上の課題等を踏まえ、必要に応じて、地方機関の長は地元及び関係行政機関との協議や学識経験者等への意見聴取を実施する。優先交渉権者及び設計者は、地方機関の長から指示があった場合には、地方機関の長が行う地元及び関係行政機関との協議や学識経験者等への意見聴取を支援（資料作成、同行等）する。
- 5 地方機関の長は、本条第 2 項から第 4 項のプロセスを経て決定した条件、適用する技術提案を反映した設計を設計者に指示する。
- 6 設計の進捗に応じて、地方機関の長は、優先交渉権者に工事費用の見積作成を依頼する。工事費用の妥当性の確認には、前提条件等の不明点及び不確定要素への対処方針を明確にするとともに、積算基準、類似実績、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）と比較するものとする。主要な工種において、積算基準、類似実績、特別調査結果が適用できない特殊な技術が採用さ

れている場合には、特殊な労務単価や資機材単価等について、施工中の歩掛調査により、その実際に応じて適正に積算するものとする。

- 7 優先交渉権者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があった場合は、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものとし、技術提案又はその技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負うものとする。

#### (設計成果に係る見積依頼)

第13条 設計者は、前条の規定により三者で妥当性が確認された設計成果を地方機関の長に引き渡すものとする。

- 2 地方機関の長は前項の設計成果を基に設計図書を作成し、その設計図書に基づき優先交渉権者に見積依頼を行うものとする。

#### (価格等の交渉)

第14条 価格等の交渉は次のとおり実施するものとする。

- (1) 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
  - (2) 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性を確認する。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けるものとする。
- 2 価格等の交渉の成立については、第3条に規定する専門部会を開催し、その成立条件を含めて学識経験者等に意見聴取し、その結果を踏まえて地方機関が決定する。なお、交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。
    - (1) 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその内容の妥当性や必要性が認められる。
    - (2) 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
  - 3 優先交渉権者との交渉が成立した場合、地方機関の長は優先交渉権者に特定の通知を行う。また、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。なお、特定通知から工事請負の見積合わせの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合わせで不調となる場合を考慮し、見積合わせ後に非特定通知を実施することも可能とする。

- 4 工事請負契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に併せて契約額の変更を行うものとする。

#### (交渉の不成立)

第15条 価格等の交渉を行い、参考額又は予定事業規模と見積額に乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を工事請負の契約の相手方としないものとする。

- 2 前項により優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合は、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。
- 3 当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、技術協力業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。
- 4 次順位の交渉権者による技術協力の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき地方機関の長が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。

#### (工事請負契約の締結)

第16条 地方機関の長は、第14条第1項及び第2項により妥当性が確認された価格等を基に予定価格を作成し、優先交渉権者と工事請負の見積合わせを行った上で、契約を締結する。

#### (交渉結果等の公表)

第17条 地方機関の長は、品確法第18条第3項に基づいて、技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表する。

#### 附 則

この実施要項は、令和3年10月1日から施行する。

